

監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年3月28日

東海市監査委員 田村 康隆

同 森本 真治

同 早川 直久

1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査

2 監査の対象

アイコーサービス株式会社（東海市しあわせ村）、
社会福祉法人東海市社会福祉協議会（東海市立デイサービスセンター）、
千鳥連絡協議会（東海市立千鳥健康交流の家）、
養父町内会連合会（東海市立養父児童館・養父健康交流の家）、
大池自治会（東海市立大池健康交流の家）、
株式会社トヨタエンタプライズ（東海市クラインガルテン）、
市民大学「平成嚶鳴館」（東海市立上野公民館）

3 監査の着眼点

東海市監査基準に従って、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が財政的援助等の目的に沿って行われているか。

4 監査の実施内容

(1) 監査の期日 令和5年2月20日、21日、22日（3日間）

(2) 監査の範囲 令和3年4月1日から令和4年11月30日まで

(3) 監査項目

ア 公の施設の指定管理者監査に係る出納その他の事務の執行

イ その他監査委員が必要と認める事項

5 監査結果 特に指摘する事項は見受けられなかった。